平成２５年（フ）第７０１号
千葉県松戸市岩瀬631番地の７　クレスト岩瀬203号
債務者　小山美知男
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３号
徳島県阿南市那賀川町大京原877番地２　大京原住宅11号
債務者　髙島　芳男
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第４９５号
大分市大字小野鶴1702番地の10
債務者　羽田野秀之
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３４２号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘201号
債務者　森下　美加
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
大分市泉町13番10号　アーバングリーン401号室、住民票上の住所大分市小中島１丁目１番33号
債務者　門倉　博文
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
福島県郡山市字山崎305番地の90
債務者　川浪　道昭
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
金沢市乙丸町甲246番地２　ＫＴハイム102号、従前の住所金沢市法光寺町26、従前々の住所金沢市中屋１丁目20番地
債務者　浜崎　健一
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
長野県松本市村井町西１丁目９番10号　西村アーバンＡ―102
債務者　佐藤　美佳（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８７号
三重県伊賀市阿保211番地の13
債務者　伊藤　文枝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９８号
三重県名張市桜ヶ丘3121番地46
債務者　山口　文子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２８３号
兵庫県伊丹市荒牧南３丁目１番40―502号
債務者　天渡　政博
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県朝来市岩津769番地
債務者　大朋　恒美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
兵庫県美方郡香美町村岡区和池203番地の１、前住所兵庫県加古郡播磨町二子245番地の12
債務者　渡邊　和明
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
山口県下関市前田１丁目１番９号、住民票上の住所山口県下関市彦島福浦町１丁目４番３号
債務者　石田　嘉廣
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
山口県下関市宮田町２丁目15番10号
債務者　原田　正子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
青森市大字幸畑字谷脇17番地１　ＴＡＰ幸畑103号
債務者　田澤　淳一
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
青森市中佃３丁目15番３号
債務者　高畑　文明
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係